

## 漁業特定技能協議会1号構成員資格証明書交付手続に関するQ&amp;A

質問	回答
<b>1 登録支援機関について</b>	
(1) 法務省ホームページに掲載されている登録支援機関であれば、漁業分野においても登録支援機関として業務を行うことができますか。	登録支援機関は特定技能のすべての分野に関する業務を請負うことができます。
(2) 登録支援機関は、漁業特定技能協議会に加入する必要がありますか。	加入の必要はありません。
<b>2 構成員の種類</b>	
(1) 漁業特定技能協議会の「1号構成員」、「2号構成員」とはなんですか。	漁業特定技能協議会において、特定技能外国人を雇用する漁業者等（受入れ機関）を「1号構成員」といいます。 「2号構成員」とは、この1号構成員を指導・助言する立場にある団体を指します。 <a href="#">(リンク先参照)</a>
(2) どの2号構成員に所属すればよいですか。	特定技能外国人を受け入れる際には、営む漁業や養殖業について必要な指導・助言が行える団体に所属していただく必要があります。詳しくは <a href="#">別添</a> をご覧ください。
<b>3 協議会への加入</b>	
(1) 加入申請書類の提出先や提出方法について教えてください。	加入申請に必要な書類は、所属する2号構成員である団体（またはその傘下団体）へ提出する必要があります。手続き等の詳細については、2号構成員である団体へお問合せください。
(2) 加入申請書類の「協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類」とは何ですか。	就業規則が該当します。（対象は養殖業のみ。）
(3) 加入申請書類の「その他基準への適合の確認に必要な書類」とは何ですか。	特定技能外国人が乗り込む漁船の配乗状況表が該当します。（対象は漁業のみ。）
(4) 様式第1-2号の「1号構成員の氏名又は名称」には、何を記載しますか。	法人の場合は法人名、個人の場合は氏名を記載してください。1号構成員資格証明書には記載された氏名（法人名）が記載されます。
(5) 様式第1-2号の「関係2号構成員」には、何を記載しますか。	所属する2号構成員の名称を記載してください。漁業種類が複数あり、所属する2号構成員が複数存在する場合は、2号構成員間で情報

	共有を図る必要があるため、記載方法についてそれぞれの団体にご相談ください。(4 (5) (6) もご参照ください)
(6) 様式第1-2号には、受け入れる全ての特定技能外国人を記載するのでしょうか。	受入れを予定している全ての特定技能外国人の情報を記載してください。
(7)いつまでに漁業特定技能協議会に加入する必要がありますか。	特定技能外国人の受け入れから4か月以内に加入する必要があります。 また、雇用期間が4か月未満の場合は、雇用が切れるまでに加入する必要があります。
(8)協議会への加入申請をする前に特定技能外国人が辞めてしまいました。今から加入しなければならぬですか。	現時点で特定技能外国人がいないのであれば、加入する必要はありませんが、状況を把握する必要がありますので、所属する2号構成員へ必ず連絡してください。
<b>4 その他</b>	
(1) 漁業特定技能協議会への加入にあたって、費用はかかりますか。	2号構成員によっては、費用を徴収している場合があります。詳細については、申請先となる2号構成員にお問い合わせください。
(2) 受け入れた特定技能外国人が転職・帰国等でいなくなった場合、いつまでに退会する必要がありますか。	特定技能外国人の受け入れをやめた時点で、速やかに2号構成員を通じて一般社団法人大日本水産会（漁業特定技能協議会の共同事務局）に報告し、様式第4号により退会届出申請書の提出及び証明書の返却を行ってください。 ただし、今後も受け入れを予定している場合は、退会の必要はありません。
(3) 特定技能外国人を受け入れるごとに加入申請する必要がありますか。	受け入れるごとに加入申請を行う必要はありません。 なお、特定技能外国人の転職又は帰国や、新たな人材を受け入れるなど、協議会加入時に報告していた情報から変更が生じる場合は、所属している2号構成員にご連絡ください。
(4) 協議会加入後に、受入者（1号構成員）の住所や名称が変更となりましたが、どのようにすればよいですか。	様式第3号により資格証明書再発行申請を行ってください。
(5) 複数の漁業種類で受入れる場合はどのように記載すればよいですか。	様式第1-2号の特定技能外国人の「漁業種類」欄に行わせる漁業種類を記載し、「関係2号構成員」欄には、該当する2号構成員を記載してください。

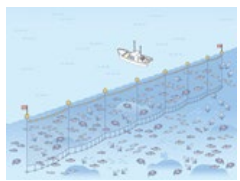
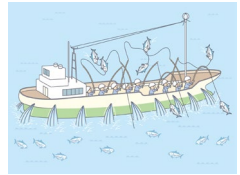
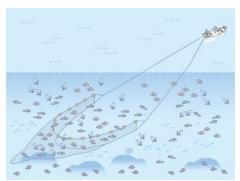
<p>(6) 漁船漁業と養殖業を営んでいます。主としては漁船漁業ですので、申請書には漁船漁業の2号構成員のみを記載すれば良いですか。</p>	<p>1号構成員が漁船漁業を主、養殖業を従に営んでいる場合でも、養殖業で特定技能外国人を受け入れる際には、養殖業に関する2号構成員も併せて記載する必要があります。</p>
<p>(7) 受入機関である漁業者が死亡や廃業したため退会届が出せない場合、退会はどのように申請すればよいですか。</p>	<p>所属している2号構成員にご連絡ください。</p>

# 営む漁業や養殖業に応じた漁業特定技能協議会 2号構成員

特定技能外国人を受け入れようとしている漁業者・養殖業者は、営む漁業や養殖業を所管している全国団体に所属し、必要な指導・助言を受ける必要があります。

## 営む漁業・養殖業の種類

### 1, 海面漁業



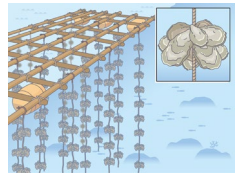
#### 漁船漁業 (所管する業種別中央団体がある漁業)

- いか釣
- かつお一本釣
- まぐろはえ縄
- 沖合底びき網
- 小型底びき網
- 定置網
- 大中型まき網
- 大目流し網
- さんま棒受網
- 金目鯛はえ縄

#### (所管する業種別中央団体が無い漁業)

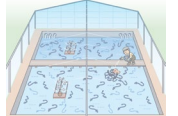
- 船びき網
- ごち網
- 刺網
- ひき縄釣
- かご 等

#### 養殖業



- ほたてがい養殖
- かき類養殖
- 魚類養殖
- のり類養殖
- 真珠養殖

### 2, 内水面漁業



- 内水面漁業
- うなぎ養殖

## 漁業特定技能協議会 2号構成員

一般社団法人大日本水産会 (協議会共同事務局)

### 業種別中央団体

- 一般社団法人全国いか釣り漁業協会 (TEL:03-3585-4736)
- 一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 (TEL:03-3526-6774)
- 一般社団法人全国底曳網漁業連合会 (TEL:03-3508-0361)
- 一般社団法人日本定置漁業協会 (TEL:03-6281-5921)
- 一般社団法人全国まき網漁業協会 (TEL:03-6277-6931)
- 全国かじき等流し網漁業協議会 (TEL:0957-74-3117)
- 全国さんま棒受網漁業協同組合 (TEL:03-3583-4008)
- 全国金目鯛底はえ縄漁業者協会 (TEL:0558-22-3585)

全国漁業協同組合連合会 (最寄りの漁連又は漁協)  
海士町 (海士町漁協の漁業者に限る)  
(TEL:08514-2-1826)

### 業種別中央団体

- 一般社団法人全国海水養魚協会 (所属の府県海水団体)
- 全国海苔貝類漁業協同組合連合会 (TEL:047-379-7846)
- 全国真珠養殖漁業協同組合連合会 (TEL:0596-28-4147)

- 全国内水面漁業協同組合連合会 (TEL:03-6260-9595)
- 一般社団法人全日本持続的養鰻機構 (TEL:03-6441-3077)